

Terms of Reference
ERUPT 2001
(仮 訳)

資料 2

作成者：Senter Internationaal

目 次

1.	はじめに.....	B-1
2.	デリバリーの範囲	
2.1	背景：共同実施（Joint Implementation）.....	B-1
2.2	デリバリーの性質.....	B-1
2.3	技術的解説 - どのようにしてERUの権利を生成し、デリバリーするか.....	B-2
2.4	支払い、前払いの条件.....	B-7
2.5	一般的な条件.....	B-8
2.6	質的選択の基準.....	B-8
2.7	契約締結の基準.....	B-10
3	手続き	
3.1	一般的事項.....	B-13
3.2	選択段階.....	B-13
3.3	契約締結段階.....	B-14
3.4	契約手続き.....	B-16
3.5	入札結果の公表.....	B-16
3.6	タイムテーブル.....	B-16
3.7	連絡先.....	B-17
付属文書 1:	プロジェクトアイデアノート（PIN）.....	B-18
付属文書 2:	エンドースメントレター案.....	B-20
付属文書 3:	承認レター案.....	B-21
付属文書 4:	ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン.....	B-22
付属文書 5:	ビジネスプラン.....	B-23
付属文書 6:	II プロジェクト/ERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任.....	B-27
付属文書 7:	契約に関する一般条件.....	B-29
付属文書 8:	ERUPT 対象国リスト.....	B-34
付属文書 9:	社会的責任に関する要求事項.....	B-35
付属文書 10:	定 義.....	B-36

1. はじめに

ERUPT は EU の供給指令 (EU directive for supplies) 93/36/EEC にそった公的な買上制度である。本 ToR はプロポーザル提出と ERUPT の手続きについて記している。

第二章は、デリバリーの範囲、入札の目的、選択基準、契約締結基準の概要を述べている。

第三章はこの入札のコールに関連した入札手続きについて記述している。本章では「優れた提案」に関する指導についても記している。

注意：イタリック体で枠の中に書かれているものは、正式な TOR に関する説明である。これらの文章からは何の権利も生じない。

2. デリバリーの範囲

2.1 背景：共同実施 (Joint Implementation)

18 世紀末以来、人間活動の結果による大気中の GHG 総量は大幅に増加し、地球温暖化を導いた。この効果は、「温室効果」と呼ばれる。1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された UNCED において、温室効果ガスの排出を低減させ、温室効果の増大をストップさせるために、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) が採択された。

1997 年 12 月、日本の京都における COP3 では、多くの国の GHG 排出削減目標が設定された。オランダは、第一約束期間 (2008 年から 2012 年) に 1990 年のレベルから 6% の排出削減が規定された。オランダはこの削減目標の少なくとも半分を国内対策で達成し、残りは JI のような京都メカニズムによって達成しようとしている。

JI は、ある国が他の国の領土内において GHG 排出削減のイニシアティブを実現するメカニズムである。これらのプロジェクトからの排出削減単位 (ERU) は、ホスト国から投資国に譲渡することができる。オランダは、JI を利用してホスト国において生成された ERU を、京都議定書における削減義務の達成の一部として獲得することを望んでいる。そのために、オランダ政府は、JI プロジェクトを実施している投資者から、ERU の権利を買い取る意思がある。京都議定書と 2001 年 7 月のボン合意、2001 年 11 月のマラケシュ合意によって、JI プロジェクトの基本的な前提条件の概略が明らかになった。この前提条件が、オランダの JI プログラムの基本であり、ERUPT2001 が開始された。

2.2 デリバリーの性質

要求される製品の性質：

ERU の権利は、京都議定書の第 6 条と、それに付随する要求によって定められた単位である。この 1 単位は、Decision 2/CP.3、もしくは京都議定書の第 5 条の規定により後に見直された定義である地球温暖化係数を使用して計算された、CO₂ 等量 1000kg に等しい(この定義については 2.3 を参照)。

ERU の権利のデリバリーは、供給者によって、オランダに検証・確認された ERU の権利の供給

者からオランダにをデリバリーすることを意味する。

デリバリーを実施するために、契約者は以下の活動を実施する必要がある。

- ・ II プロジェクトを開始する。
- ・ 独立組織 (IE) により確認された II プロジェクトを保有する。Senter に連絡文書を送付する。
- ・ II プロジェクトを実施し、排出削減を実現する。
- ・ IE によって検証された排出削減量を所有する。Senter に連絡文書を送付する。

デリバリーの量：

2008 年から 2012 年に生成する一件の契約者から購入する最低量は、500,000 ERU である。契約者 1 件あたりの最大上限はない。

オプション：契約者が、クレジット期間において契約上の合意に必要な ERU の権利以上の ERU を生成させた場合、Senter はそれらの権利を保有する。契約者は、余剰に生成した権利を他者に提供する前に、Senter に提供しなければならない。契約者は発生した余剰の ERU をデリバリー時の市場価格で提供する。Senter は契約量以上の ERU の権利を購入する義務を有しない。

価格：

ERU の価格は競争入札で決定される。すべての見積もりはユーロで作成されねばならない。

2.3 技術的解説 - どのようにして ERU の権利を生成し、デリバリーするか

このセクションは ERU を生成しデリバリーするために必要なすべての活動と義務を記述している。第三章には、ERUPT の応募入札の手続きに関して、さまざまなフェーズにおいてどのようにアレンジするかについて記述してある。

2.3.1 概要

本 TOR 全体を通じて、ERU と ERU の権利 (Claims of ERU) という言葉が登場する。京都議定書に従えば、議定書締結国のみが ERU を所有可能であり、民間企業は所有できない。ERUPT のデリバリーを実現化するために、供給者は、ホスト国の排出枠に自動的に加算される ERU を生成する。一方、ERU の権利は、当該 ERU を移転するためにホスト国と共に削減活動に従事している Senter/オランダ政府に売却される。

ERU は以下のように生成され、デリバリーされる。

1. II プロジェクトにより生成された ERU : ERU を生成するためには、II プロジェクトは GHG 排出削減を導くように進められる必要がある。また、II プロジェクトは、Senter に提案書を提出する段階において、その実行可能性が証明されている必要がある。さらに、II プロジェクトは、契約期間中において、運営 (操業) 可能である必要がある。これを証明するために、II プロジェクトのビジネスプランがプロポーザルの一部に包含される (付属文書 5)。

II プロジェクトは以下に示す（活動に対する）投資である

- ・再生可能エネルギー（例：太陽光、風力、バイオマス、水力）
- ・低 CO₂ 燃料への燃料転換（例：石油からガス、石炭からガス）
- ・エネルギー効率改善（例：CHP、照明、断熱、プロセス最適化）
- ・土地利用、土地利用変化及び林業（例：植林、再植林）
- ・廃棄物（例：埋め立てガス抽出、ゴミ焼却）
- ・その他

2. ホスト国は、個々の II プロジェクトを承認し、供給者が行う ERU の生成と移転を支援することを公認する必要がある。ホスト国は、承認レターによってこれを確認する必要がある（フォーマットは付属文書 3）。また、ホスト国は、II プロジェクトの環境影響を判断する。これは、ホスト国の要請によって、環境影響評価が必要となる事を表す。

3. GHG 排出削減は、II プロジェクトが存在しなかった場合に発生する場合に対して、追加的である必要がある。これはベースラインスタディーによって証明されなければならない（2.3.2 のインストラクション及び付属文書 4 参照）。

4. IE は、II プロジェクトを確認する。2.3.3 のインストラクションを参照。IE は、利害関係者と UNFCCC によって認可された NGO からプロジェクトデザイン文書へのコメントを求めるべきである。

5. 排出削減、は IE（独立組織）によって検証される。2.3.4 のインストラクション参照。

関連機関は、以下のスキームで関わる。

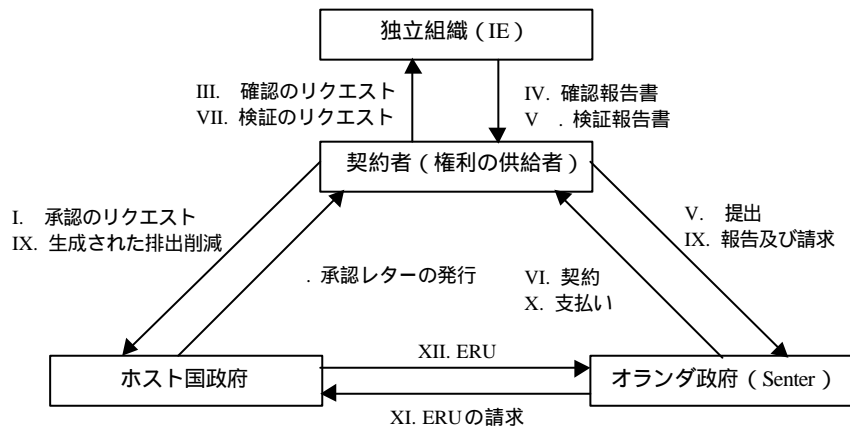


Table2.1 : II プロジェクトにおける各機関の関係

No.	記述	ToRのセクション
I	供給者は、ホスト国政府にプロジェクトの承認を求める。	該当なし
II	ホスト国政府が II プロジェクトの承認レターを発行する。 この承認レターによって、ホスト国政府はプロジェクトを II プロジェクトとして認めたことになる。	2.3.1.2
III	供給者は、確認のために、IE にプロジェクトデザインドキュメント (PDD) を提出する	App.3
IV	IE は確認報告書を供給者に提出する。	2.3.3, 2.3.4
V	供給者は Senter に ERU の権利を提供する。	3.1-3.3
VI	Senter は提案を受け入れ、供給者との契約に署名する。	3.4
VII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を達成する。契約者は、検証のためにモニタリングレポートを IE に提出する。	
VIII	IE は、供給者に検証報告書を付与する。	2.3.2-2.3.4
IX	契約者は、IE の検証報告書とともに、生成した I 排出削減に関するレポートを Senter に、及びホスト国に排出削減をデリバリーする。	
X	Senter は支払いを行う。	2.4
XI	オランダ政府が、ホスト国に ERU の権利に関して請求を行う。	2.3.1
XII	ホスト国が ERU をオランダのアカウントに移転する。	2.3.1

2.3.2 ERU (の権利) の計算とデリバリー

提案段階における ERU の算定 - ベースライン設定

ERU の提案段階では、ERU は、ベースラインと II プロジェクトが実施された場合の排出シナリオの間の差として算定される。ベースラインとは、II プロジェクトが存在しなかった場合の状況である。測定や計算によって、ベースラインは設定される。ベースラインは、本 TOR の付属文書 4 に示された手続きに従って、客観的、システムティックかつ再現可能な方法によって設定されなければならない。

排出削減の実現 - モニタリング

契約期間中、実現した排出削減は、モニタリングを実施することにより測定されなければならない。モニタリングのインストラクションは、同様に本 TOR の付属文書 4 に示されている。契約期間において、契約者は毎年モニタリングを実施する必要がある。

ERU の最終的な計算、ERU の移転は、監督委員会 (SC) ガイドラインに基づいて行われる。SC ガイドラインに基づいて計算された ERU が、本 TOR の付属文書 4 のガイドラインで計算された量の 50% 以下であれば、Senter と契約者間の契約は解除となる。SC ガイドラインに基づいて計算された ERU が 50% から 100% の間であれば、支払いは本 TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づいて行われる (一般条件の 5.5a 条参照)。

クレジット期間と初期のクレジット

まず第一に、Senter は 2008 年から 2012 年の期間に生成、移転された ERU の権利を購入する。これが提案の基礎となる。

加えて、Senter は、2008 年以前に生成した排出削減を購入することを希望している。これらの排出削減は、ホスト国の排出削減単位（AAU）によって保証される必要がある。これらの AAUs の移転は、京都議定書の 17 条のメカニズム（排出権取引）によって生じるものである。これらの初期クレジットを提供するために、

- ・ ホスト国は、初期排出権取引に関して、承認レターによって承認し、議定書第 17 条にのっとり、オランダへの移転のために、同量の AAU を利用可能にする必要がある。
- ・ ホスト国は、しかるべき時点で、排出権取引のための参加要件を遵守することを確認する必要がある。これらの参加は、マラケシュ合意第二条の ET 章に関する附属書にある。

ホスト国が初期クレジットの取引を承諾レターによって承認する場合、それらを供給者からの提案の一部とみなし、ERU の権利のとして、同じ価格で取り扱われる必要がある。ホスト国が、ERUPT の契約が署名された後のみ初期クレジットの取引を承認する場合、Senter は、これらの初期クレジットを獲得する権利を保持する。契約者は、生成した排出削減を移転時の ERU/AAUs の市場価格で Senter に提供する。Senter は、排出規制契約で合意された以上の排出削減を購入する一切の義務は有しない。

2.3.3 確認と検証

プロジェクト計画書の確認

1. プロジェクトに係る締約国が II プロジェクトを承認する。
2. II プロジェクトは、プロジェクトが存在しなかった場合に比較して、追加的な温室効果ガスの削減（または吸収強化）がある。
3. II プロジェクトが適切なベースライン設定とモニタリング計画を有している。
4. 供給者は、II プロジェクトの環境影響に関する分析文書を提出しており、これらの影響が重大だとみなされた場合、ホスト国の要求するプロセスに従って EIA を実行する。

供給者は、IE に以下の項目を含むプロジェクト計画書を提出する必要がある。

- ・ ベースライン調査とモニタリングプロトコル（付属文書 4 のフォーマット）
- ・ 環境影響の報告書
- ・ ホスト国による承諾レター

確認のプロセスでは以下のことを説明する：

- ・ 機密事項を除き、プロジェクト計画書を公表する（UNFCCC のウェブサイトを通じて）
- ・ 参加国、ステークホルダー、UNFCCC 公認オブザーバーの確認に関する要件に対するコメントを、発表後 30 日以内に受理する。
- ・ プロジェクトが確認できるかどうか決定する。
- ・ 確認に関する説明書を作成する。

IE によるプロジェクト計画書の確認を最終のものとするために、IE は以下の情報を UNFCCC のウェブサイトを通じて公開する必要がある。

- ・ 確認に関する説明書
- ・ その理由
- ・ 受理したコメントの要約
- ・ これらのコメントに対する対処がなされたかに関する報告

JI プロジェクトに関係する締約国から、確認に関してレビューが要請されない限り、確認は、公表された日の 45 日後に最終であるとみなされる。

排出削減の検証

契約者は、排出削減のモニタリング計画に従って、IE に報告書を提出する必要がある。

IE による排出削減の検証を最終のものとするために、IE は、以下の情報を UNFCCC のウェブサイトを通じて公開する必要がある。

- ・ 検証に関する説明書
- ・ その理由

JI プロジェクトに関係する締約国から、検証に関してレビューが要請されない限り、検証は、公表された日の 45 日後に最終であるとみなされる。

契約者は、以下のスキームに従って、5 つの検証に関する報告書をデリバリーする必要がある。

1. 運転初年度を扱ったプロジェクトの運転開始後
2. 2008 年より前の期間を扱ったプロジェクトの運転開始後から 2008 年までの間
3. 2008 年及びその前期間を扱った 2009 年初期
4. 2009 年及び 2010 年を扱った 2011 年初期
5. 2011 年及び 2012 年を扱った 2013 年初期

初期クレジットが提供された場合、初期クレジットの検証手続きに関して、ホスト国と合意がなされている必要がある。Senter は、検証が隔年で実施されるべきと提案している。

注意：モニタリング報告書は、プロジェクト運転開始後、毎年デリバリーされる必要がある。

指定独立機関

確認と検証は、オランダの Raad voor Accreditatie (RvA) (オランダの認定機関) によって認定された独立機関 (Independent Entity (IE)) によって実施される。

2.3.4 暫定的な調整

IE の認定

RvA は、IE の認定のために設立されている。RvA は、ERUPT2001 の入札期間中、オンザジョブ確認 (Validation on the Job) プログラムを通して、当該機関が認証される可能性を提示する。JI プロジェクトの確認のために供給者と契約を締結した IE は、このプログラムに参加する義務がある。プログラムに関するさらなる情報は、Senter のホームページから得ることができる。www.carboncredits.nl

IE が RvA から認定されない場合、Senter は、他の IE によるプロジェクト計画書の再評価を申請することが可能である。これらのコストは供給者の負担である。

ホスト国とオランダの参加要件

ホスト国は、マラケシュ合意(第24条、Advance unedited version, Part J, Section 2- Implementation of Article 6) に示された適格性の要件を遵守する場合は、ERU を移転することができる。

この点に関連することは、承認レター (LoA) の提出時におけるホスト国の状況である。いかなる遅延も回避するために、ホスト国は、最低限の要件として、LoA の中で、可能な限り早急に、しかし2006年9月1日以前に、適格性の要件を遵守するための目的を確認する必要がある。LoA のフォーマットは付属文書3に示されている。供給者は、LoA の提出に責任を有する。

最初のデリバリーの段階において、ホスト国が適格性の要件を満たさない場合、デリバリーはモニタリング報告書、及び確認手続きにおけるその他の側面に関するIEによる検証結果に基づいて行われる(2.3.3 参照)。

もしこれが、同じ適格性の要件を遵守していれば、オランダはERU を獲得することができる。オランダ政府はこの要件を達成する事に関して責任を持つ。

2.3.5 その他の要件

- ・ II プロジェクトは、マラケシュ合意の適格性の要件を遵守するいかなる附属書1国において実施可能である。契約は、ホスト国が付属文書3の様式に従ったLoA に署名することにより終了することができる。
- ・ プロジェクトの融資は、Senter による支払い以前に終了している必要がある。
- ・ Senter が実施された環境分析と(もしくは)環境影響評価の結果を疑う場合、Senter は欧州基準に従ってEIAを要求することができる。
- ・ 原子力エネルギープロジェクトによるERUの権利は不適格である。
- ・ いずれは社会的、政治的、動揺をもたらす恐れのある、または社会や生物多様性に大規模な悪影響を与えているプロジェクトの結果によるERUの権利は不適格である。
- ・ Dutch Green Certificates と(もしくは)Dutch Energy Tax regulation から利益を受けているプロジェクトから発生したERUの権利は不適格である。
- ・ 供給者は、プロジェクトとその所有物(asset)の法的所有者であるという証拠を提出する必要がある。供給者がプロジェクトの所有者でない場合、供給者と所有者間の契約に、両者の関係の調整に関する申し入れが含まれている必要がある。オーナーは、供給者に対して、Senter とのERUPTの契約下の義務から生じる活動の実施を円滑にし、オーソライズする必要がある。

2.4 支払い、前払いの条件

支払いの条件は、付属文書7のERUPTの一般条件に示されている。最終的な支払いは、検証報告書のデリバリーにより行われる。しかし、Senter は、契約額の50%から初期クレジット分を差し引いた額の前払いを提案する。前払いのスケジュールは以下の通りである。

10% 契約の条項の中のすべての回避条件満たされた時点。

30% 投資の実施中。前払いは、提案書の中に供給者によって明示された、最大3回の明確に測定可能なマイルストーンにおいてのみ実施される。

10% 投資の実施、排出削減のモニタリング、IEによるこれらの排出削減の検証の時点。

運転開始から2012年の期間における各モニタリング報告書が提出された段階で、残りの50%が

支払われる。(同じ支払い価格で)最終のモニタリング報告書の提出によって、100%すべてが支払われる。

契約が初期クレジットを含む場合、初期クレジットの支払いは、モニタリング報告書の提出とホスト国との合意に関する証明の提出によって行われる。ERUの権利(2008 - 2012)に関連した支払いは、2009年の最初の移転により開始される。

2.5 一般的な条件

ERUPTの一般的な条件は、付属文書7に記載されている。

2.6 質的選択の基準

質的選択の基準は、供給者としての候補者の適正を評価するために用いられる。基準は、ERUPTの手続きの選択の段階で利用される(3.2参照)。

2.6.1 選考基準

技術的なキャパシティー

技術的なキャパシティーは、0 - 100の指標で測定される。もっとも高いスコアの供給者が選定される(3.2を参照)。

供給者は、ERUの権利を生成させることができるIIプロジェクトを実施させることが可能である必要がある。

供給者の技術的なキャパシティーは、以下に示す条件を備えている必要がある：

- ・ ERUの権利を生成するための供給者の設備に関する記述。権利は、未設置の設備(IIプロジェクト)から生成されるため、供給者はどの設備が使用されるか、どのように実現化されるか定性的に記述する必要がある(付属文書1のPIN様式使用)。
- ・ ベースラインの算定と期待される排出削減の見積もり。(付属文書1のPIN様式使用)
- ・ ホスト国の認定された権威(オーソリティ)からの承認レター(付属文書2の様式使用)
- ・ 類似プロジェクトのセットアップに関する参照事例
- ・ 類似プロジェクトの運営に関する参照事例
- ・ プロジェクトで使用される技術に関する参照事例

供給者による情報が、供給者の契約参加の可否の判断に不十分な場合、Senterは供給者に追加情報を求めることが可能である。Senterは、供給者の生産キャパシティー、及び必要に応じてその研究調査設備・品質管理対策をチェックすることができる。または、供給者が所属する国の公的審査機関によりチェックされた供給者の生産キャパシティーも同様にチェックすることができる。

Table 2.1: 技術的なキャパシティに関するスコア表

基準	注意するポイント	最大のスコア
I プロジェクトの定義	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの実現はフィージブルである。 ベースラインと排出削減の見積もりが現実的である。 ホスト国の政府のプロジェクト承認が得られそうである。 プロジェクトのリスクが管理しやすい。 	50
II 運営プラン	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画が、プロジェクトの目的を実現するために適切である。 プロジェクトは効率的な方法で実行されなければならない。 プロジェクトは、与えられた時間的制限の中で効果的に実施されるべきである。 共同事業体のパートナーの関係が安定している。 	20
III 経験	<ul style="list-style-type: none"> 過去三年間に、類似のプロジェクトの立ち上げ、主要なデリバリーの実施、類似プロジェクトの実現に関する経験がある。 類似のプロジェクトの運営に関する経験がある。 II プロジェクトで使用される技術に関する参照事例がある。 	30
合計		100

登録:

一般的な専門キャパシティに欠けた供給者は、除外される。

Senter は、供給者に対して、専門または商業登記に登録されているかを証明すること、または当該供給者が設立されている国の法律に従って、口頭による宣誓、もしくは証明書を証拠として提出することを要求する。

財政・経済的状态:

財政的に ERU の権利をデリバリーできない供給者は除外される。

その証拠には、以下に示すものがある:

- 供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告、またはそこからの抜き出しと供給者の過去 3 年間の会計年度における総出来高。
- もし、上記が得られない場合は、供給者の過去 3 年間の会計年度における総出来高に関する公認の明細書。
- もし、上記が得られない場合は、銀行からの適切な明細書
- Senter の要求する参考文献、文書

資金能力の指標は、以下の根拠による

- 公平性: 少なくとも提案する意図のある ERU の権利に 10 EURO を乗じた額に達する
- 安定したプラスの売上の伸びと過去 3 年間の利益
- 提案する意図のある ERU の権利に 10 EURO を乗じた額を最大として、国際的に認められた格付け機関によるクレジットの格付け

社会的責任:

供給者は多国籍企業に関する OECD ガイドライン (付属文書 9) に留意し、十分にその実施に努力する。供給者は少なくとも付属文書 9 の基準を遵守しなければならない。

供給者からの明細書は証拠になり得る。

2.6.2 排除の基準

以下の場合、いかなる供給者も参加から排除される。

- a) 破産、もしくは会社を解散しようとしている、裁判所の管理下にある、債権者との調整下にある（支払い猶予期間）、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にある。
- b) 裁判所による強制的な生産もしくは管理、債権者との協定にある（支払い猶予期間）、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にあるため、破産宣告の手続きの対象になっている。
- c) 既判事項の拘束力のある判決によって職務上の行動に関して法律違反の有罪判決を受けている。
- d) Senter が十分な根拠を示す手段により、重大な職務上の失敗によって有罪になっている。
- e) 供給者が設立されている国もしくはオランダの法規定に基づく社会保険負担の義務を果たしていない。
- f) 供給者が開設されている国もしくはオランダの法規定に基づく納税の義務を果たしていない。
- g) TOR に基づいた質的な選択基準のための情報提供にあたり、深刻な虚偽の陳述をした。

証拠は以下のように示される：

- ・ a、b、c のケースでは、a、b、c で引用されたどのケースも供給者に当てはまらないことを示す裁判記録からの抜粋。このような抜粋が利用できない場合、Senter は同様の文書を供給者の母国の所轄裁判所及び官庁から受け取る。
- ・ e、f のケースでは、供給者の母国の所轄官庁が発行した証明書。
- ・ d、g のケースでは、証拠提出の必要はない。

国によっては、以上に言及した文書や証明書は発行されていなかったり、引用したケースをカバーしていない。その場合、口頭の宣誓や、口頭の宣誓がない国の場合、供給者の法的な代表者による供給者の母国の所轄裁判所及び官庁、公証人、所轄専門、取引団体の前での厳粛な宣言により代替される。

2.7 契約締結の基準

契約締結の基準は、選択された供給者からの提案を評価するために用いられる。これらは ERUPT の手続きの契約締結段階で利用される（3.3 参照）。

契約は経済的に最も有利な提案と締結する。以下の要素が考慮されるべきである。

1. ERU の権利 1 単位の価格 (P)
2. プロジェクトの実現可能性 (F)、提案されたプロジェクトと技術が主要なゴールを達成するために実現可能であり、(技術的、組織的、資金的に)能力があること。1 から 100 までのスコアで表示され、60 以下の場合には除外される。

例えば、これは、熱と電力をエネルギーの使用者に提供する CHP プロジェクトの実現可能性、グリッド等やクライアントに電力を供給する風力発電プロジェクトの実現可能性を意味している。

プロジェクトのフィージビリティの評価のために、Senter は提案書の以下の側面を評価する。

技術 (35 ポイント)

- ・ プロジェクトの正当化
- ・ ホスト国の市場開発
- ・ プロジェクトの競争性
- ・ プロジェクトの企画
- ・ 提案された技術の適正
- ・ ハードウェアと原材料の適正

プロジェクトの財政的構造 (35 ポイント)

- ・ 財産と総投資の合計
- ・ キャッシュフローの予測
- ・ 財政構造：財源と保証
- ・ 契約の状況 (例：電力購入の合意)
- ・ 前払いの要求の正当性
- ・ 保険

プロジェクト組織 (30 ポイント)

- ・ 役割分担、プロジェクトパートナーの位置
- ・ 管理構造
- ・ 段階設定、活動計画、スケジュール、資源の計画
- ・ マイルストーンのフィージビリティ
- ・ プロジェクトの実現に影響を及ぼす予測

ランク付け：

F を満たすプロポーザルは、価格を基準としてランク付けされる。Senter は、最も安価な提案を第一とし、最も高価なプロジェクトを末尾にするリストを作成する。契約締結はリストの先頭から実施される。

前払い金：

前金 (AP) の場合、Senter は、5%の割引率で、この支払いの実施時から将来の価値 (FV) を計算する。

使用される計算式は $FV = AP * (1+r)^{n-1}$ である。これは、価格 P が、初期支払い (前払い) が必要な時点に比較して高くなること、及び支払いが後に行われる場合に比較して低くなることを意味している。配布時の支払い、初期クレジットに関する支払いは、ディスカウントされない。

例：

供給者が、2009年から2013年の間に、100,000 ERU/年を提供すると仮定する。提案は1ERUあたり EUR 5 とすると、契約総額は EUR 2,500,000 である。供給者は、2003年、契約時に10%の前払いを受け取り、25%を2004年の建設開始時に受け取り、2005年の引渡し(ターンキー)段階で15%を受け取る。

年	ERU の権利のデリバリー	前払い	支払い	割引
2003	-	10%	250,000	275,625
2004	-	25%	625,000	699,563
2005	-	15%	375,000	430,664
2006	削減の報告	-	-	0
2007	削減の報告	-	-	0
2008	削減の報告	-	-	0
2009	100,000	-	-	0
2010	100,000	-	312,500	312,500
2011	100,000	-	312,500	312,500
2012	100,000	-	312,500	312,500
2013	100,000	-	312,500	312,500
合計	500,000	50%	2,500,000	3,786,078

この例では、ERU の権利は、EUR 7.57 である。これがランク付けの基礎になる。

3. 手続き

3.1 一般的事項

ERUPT は二つの段階から構成される。選考段階と契約締結段階である。手続きは、付属文書 6 に概略図的に示されている。この付属文書は、プロジェクト開発サイクルのそれぞれの段階と ERUPT のサイクルにおいて、供給者、ホスト国、オランダ政府等さまざまな主体の役割の概要を包含している。

Senter は、いずれの段階においても ERUPT 2001 を無効とする権利を有している。

フレキシブルなタイミングで行われる契約締結段階：

Senter は、年 1 回以上の選択と契約締結を行う意図がある。これらは EC の公式機関紙と Senter のウェブに公開される。 www.carboncredits.nl

Senter が選択段階で供給者を受け入れた際に、供給者は自ら契約締結時期のどの段階で提案書を提出するか選択する。供給者は、Senter への参加に関して、契約締結が開始される二日前までに確認しなくてはならない。

しかし、Senter は、その後の契約締結を行わない可能性もある。その際、供給者は、結果として提案書を提出する機会がなくなる。Senter はこのコストを負担しない。

これは、供給者が一旦選定されたが、その提案を次の契約締結に提出したいという場合、その選定がキャンセルされ、提案書を提出するすべての機会を失うかもしれないというリスクを負うことを意味する。

3.2 選択段階

選択段階において、供給者は、Senter に入札意向書を提出する。供給者は、セクション 2.6 の質的選択の基準によって審査、評価を受け、最終的には技術的なキャパシティーによってランク付けられる。

注意：Senter は、供給者と称する会社/法的主体を将来の契約者とみなしている。契約段階で、入札意向書を提出している会社/法的主体によって完全に保証されていない限り、Senter は他の法的主体（例えばプロジェクト会社）を契約者として受け入れない。

入札意向書には、以下の情報が包含される必要がある。

Table3.1 入札意向書に記載されるべき項目

番号	記述
1	パラグラフ 2.6.2a、b、c、e 及び f に述べられたケースのどれも供給者に当てはまらないという供給者による説明書。
2	すべてのプロジェクト参加者による関心表明レター
3	(1)供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告もしくはそこから抜き出しと供給者の過去 3 カ年の会計年度における総出来高。それが得られない場合は、(2)供給者の過去 3 カ年の会計年度における総出来高に関する公認明細書、それが得られない場合は、(3)銀行からの適切な明細書。
3a	供給者が 3 に述べられている同じ法的主体でない場合、3 で述べられている法的主体による完全な保証。
4	専門的、商業的登記からの最新の抜き出し。
5	PIN (付属文書 1 のフォーマット使用)
6	ホスト国の承認レター (付属文書 2 のフォーマット使用)
7	同様のプロジェクト立ち上げの参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
8	同様のプロジェクト実施の参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
9	プロジェクトで使用される技術に関する参考事例 (段落 2.6.1 の明細使用)
10	社会的責任の説明

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでない PINs と承認レターは受理されない。

供給者は、タイムテーブル(パラグラフ 3.5) に述べられた期日までに入札意向書のハードコピーを 5 部提出する必要がある。また、PIN を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD-ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた入札意向書は受け付けない。

Senter は、最低 3 人のメンバーにより、入札意向書を評価する。評価チームの結論は、ERUPT 2001 の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

3.3 契約締結段階

次は、契約締結段階である。さまざまな段階で提出された項目は、下表のとおりである。提出の締め切りに提案書の一部として用意されているべきである項目と、契約に必要な項目であるが、後の段階で提出することができる項目に区別されている。

Table 3.2: 提案書提出の締め切り時に、提案書の一部として供給されるべきであるアイテム

番号	記載	参照
1	ERU の権利、数量、価格、デリバリーの時期に関する提案	2.2
2	ホスト国の承認レター（付属文書 3 のフォーマットまたは類似のものを使用）	2.3.1
3	前払い金の支払いに関する提案	2.4
4	ビジネスプラン（付属文書 5 のフォーマットを使用）	2.2
5	ベースラインスタディー（付属文書 4 のフォーマット使用）	2.3.2
6	IE によるベースラインの確認に関する予備報告	2.3.1
7	段落 2.6.2a、b、c のいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2
8	段落 2.6.2e 及び f のいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでないビジネスプランとベースラインスタディーは受理されない。

これらのうち、どの文書が欠落していても、提案書は受理されない。

Table 3.3: 条項の中の回避条件になるアイテム

番号	記載	参照
9	プロジェクトのパートナーと（下請）契約者との契約	2.3.6
10	活動と資金両方の約束に関する、すべてのプロジェクト参加者の約束レター	2.3.6
11	プロジェクトに関する財政的な調整の証明、クレジットと参加の調整、保険	2.3.6
12	ホスト国が要求した場合の環境影響評価	2.3.1
13	最終的な確認報告書	2.3.3 2.3.5
14	RvA による IE の認定書	2.3.4

供給者は、タイムテーブル（パラグラフ 3.5）に述べられた期日までに提案書のハードコピーを 5 部提出する必要がある。また、提案書を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD - ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた提案書は受け付けない。

それぞれの供給者は、評価チームに対して、提案書を発表する機会が与えられる。発表は 60 分に限定されている。発表は、20 分～30 分であり、残りの 30 分～40 分は評価チームの質問のための時間である。発表は、デフォルトのものではなく、ハイライトと独自のセールスポイントを強調して欲しい。

プレゼンテーションでの発表に関するアドバイスは、以下のとおり：

- ・ プロジェクト実施の最終的な責任を有する人物（例、供給者の会長）
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ 可能な場合は、プロジェクトの他の参加者の代表

Senter は現場調査を実施し、地域を調査して、プロジェクト参加者と国内の利害関係者にインタビューを行う。

Senter は、パラグラフ 2.6 の契約締結の基準に従って 3 つの手段により提案書を評価する。

- ・ 文書
- ・ 供給者によるプレゼンテーション
- ・ 現場の評価

選択段階と同じように、Senter は、最低 3 人のメンバーにより、提案書を評価する。評価チームの結論は、ERUPT 2001 の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

提案が評価によって受け入れられた場合、Senter は最大 EUR37,500 まで、提案書作成代金を返済する。この金額は以下の項目により構成されている。

- ・ IE によるベースラインの確認のためのコスト、一括 EUR 12,500
 - ・ ベースライン調査を実施するための内部コスト、一括 EUR 25,000
- すべての金額は消費税 (VAT) を含む。

3.4 契約手続き

提案書がプラスの評価を受けた後、Senter は、供給者と契約を締結する。Table 3.3 の文書の提出は、契約の中に回避条件として包含することが可能である。これらの文書が、入札結果の最終的な発表の 6 ヶ月以内に提出されない場合、Senter は契約を無効とする権利を有する。供給者は、Senter へ独占的に ERU の権利を販売することを表明し、他の潜在的な購入者に売却しないことを宣言する。

3.5 入札結果の公表

供給者は、文書により入札の結果が知らされる。入札結果は、欧州共同体の公式機関紙で発表される。

3.6 タイムテーブル

Table 3.4 タイムテーブル

活動	日付
入札の発表	2001 年 12 月 1 日
入札の終了	2002 年 3 月 4 日、現地時間 12 時
供給者の選定	2002 年 5 月 23 日*
2002 - 1 のプロポーザルへの案内	2002 年 5 月 30 日*
2002 - 1 のプロポーザルの終了	2002 年 9 月 19 日*
2002 - 1 のプレゼンテーション	2002 年 10 月 28 日 ~ 11 月 1 日*
2002 - 1 の契約締結	2002 年 11 月 28 日*
2002 - 2 のプロポーザルへの案内	2002 年 12 月 5 日*
2002 - 1 の入札結果の発表	2002 年 12 月 19 日*
2002 - 2 のプロポーザルの終了	2003 年 2 月 27 日*

Dates marked with * are indicative

3.7 連絡先

入札機関：

Senter, Dutch Government Agency

Contact: Mr. Egbert LIESE

P.O. Box 30732

2500 GS THE HAGUE

The Netherlands

tel. +31-70-361-0495

fax +31-70-361-0918

e-mail: carboncredits@senter.nl

internet www.carboncredits.nl

オランダの監督官庁

Ministry of Economic Affairs of the Netherlands

Directorate-General for Competition and Energy

Contact: Mrs. Danielle HENDRIKS

P.O. Box 20101

2500 EC THE HAGUE

The Netherlands

tel. +31-70-379-6273

fax +31-70-379-7423

e-mail: D.Hendriks@minez.nl

付属文書 1: プロジェクトアイデアノート (PIN) 注) 1.は英文 (原文) のまま

The form consists of two parts. Please start every part on a new page.

1. GENERAL INFORMATION

1.1 Supplier data

Company name
Address
Zip code + city address
Postal address
Zip code + city postal address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail
Bank/Giro number
Bank
No. of Employees
Company's main activity
CPV number
Registration number Professional or Trade Register + City
Date of registration

1.2 Corresponder's data (if Supplier is represented by a third party)

Company name
Address
Zip code + city address
Postal address
Zip code + city postal address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail

1.3 Project partners

Please fill in a separate data sheet for every project partner

Company name
Position in the project
Visiting address
Zip code + city + country visiting address
Postal address
Zip code + city + country visiting address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail
No. of Employees
Company's main activity
CPV number
Registration number Professional or Trade Register + City
Date of registration

- 2 プロジェクト情報
- 2.1 投資情報シート
 - ・ プロジェクトタイトル (最大40ポジション)
 - ・ ホスト国
 - ・ 投資場所
 - ・ 要約 (最大100語、プロジェクトの最も重要な特徴)
 - ・ 予定投資開始日
 - ・ 予定建設開始日と終了日
 - ・ デリバリー開始予定年
 - ・ デリバリーされるERUの権利の見積り量
 - ・ 提供されるERUの権利の見積り価格
 - ・ 必要となる投資の見積り総額
 - ・ 予定される資金調達手段
 - ・ その他の財政上の考慮
 - ・ 現状 (議論中 / 計画中 / 準備中 / ホスト国と議論中等、準備が進行済み)
- 2.2 背景と正当化 (最大A4 1ページ)
 - ・ プロジェクトの背景、過去の経緯とプロジェクトが解決すべき問題に関する記述。
 - ・ プロジェクトパートナーの中心的なビジネス、それらの関係、関係が継続している期間、実行されている活動内容に関する記述。
 - ・ 関連する資金的約束に関する記述。
- 2.3 マーケットの記述 (最大A4 1ページ)
 - ・ 投資が行われている市場の状況に関する記述。
- 2.4 投資計画 (最大A4 1ページ)
 - ・ 投資計画の記述 (投資プラン、財政プラン)
 - ・ ホスト国の態度を示す。
- 2.5 排出削減 (最大A4 1ページ)
 - ・ ベースラインに関する簡単な記述。
 - ・ 排出削減量に関する簡単な記述。

付属文書2：エンドースメントレター案 注）英文（原文）のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to:

proposal number. <number of proposal indicated by company>,
named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the JI Project',
located <location>
<any other information needed to identify the project>
by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Supplier',
dated <date proposal>,

declares that:

1. <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol or shall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force.
2. In order to participate in activities under Article 6 of the Kyoto Protocol <Host Country> is aware that it should comply with the eligibility requirements as stated in the Marrakech Declaration no later than September 1st 2006.
3. <Host Country> has taken notice of the JI project and is aware that Supplier intends to sell ensuing ERU の権利 to the Netherlands. <Host Country>
 - will assess the JI project to the <Host Country's> criteria for Joint Implementation projects;
 - will start discussions with Supplier on the distribution of ensuing ERU;
 - endorses further the development of the JI project and is committing itself to render such assistance as may be necessary in the future validation, verification and transfer of the ERU.
4. In case the results from the assessment and discussion as mentioned above are positive, <Host Country> will consider to grant a formal approval of the JI project that brings about transfer of ERU to the account of the Netherlands

Drafted <date>, <town, country>

Signed

For the host country:

Full Name Country:
Name:
Position:
Date:
Signature:

付属文書 3 : 承認レター案 注) 英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to:

proposal number. <number of proposal indicated by company>,
named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the JI project',
located location>
<any other information needed to identify the project>
by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Contractor',
dated <date proposal>.

declares that:

1. <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol or shall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force.
2. <Host Country> will comply with the requirements to participate in Article 6 KP projects as stated in the Marrakech Declaration no later than September 1st 2006.
3. <Host Country> recognises the JI project to be a Joint Implementation project in accordance with article 6 of the Kyoto Protocol and its underlying decisions.
4. <Host Country> authorises the contractor and any future owner of the JI project to generate ERUの権利, by operation of the JI project, in accordance with article 6 of the Kyoto Protocol.
5. <Host Country> accepts the transfer <amount, percentage> of verified ERU, generated through the JI project, to the Government of The Netherlands during the period 2008 – 2012 of the JI project, through the transfer of ERU by the <Host country> or through any other mechanism accepted by COP/MOP.
6. The transfer of ERU is irrespective of any legal or other transfer of the JI project to third parties.
7. In case the Kyoto protocol will not enter into force, <Host Country> and the Netherlands consider the transfer to the Netherlands as a transfer of greenhouse gas emission reduction on a bilateral basis.
8. [<Host Country> acknowledges the fact that the JI project will already be operational prior to 2008 and will reduce GHG emissions in that period. <Host Country> will transfer to the Netherlands Assigned Amount Units (AAUs) through the Emission Trading mechanism of Article 17 of the Kyoto Protocol to a [amount]/[[share] of [...] of the emission reductions realised by the JI project prior to 2008. <Host Country> will agree with Supplier on a method of verification.]
9. [<Host Country> will comply with the participation requirements as stated under article 2 in the Annex to the Marrakech Declaration (Decision -/CP 7 (Article 17)) (Modalities, rules and guidelines for emissions trading), no later than September 1st 2006]

Drafted <date>, <town, country>

Signed

For the host country:

Full Name Country:

Name:

Position:

Date:

Signature:

付属文書 4 : ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン

本付属文書は、別添書類としてとりまとめられている。

付属文書 5 : ビジネスプラン 注) 英文 (原文) のまま

1. PROJECT PARTICIPANTS DESCRIPTION

1.1 Supplier Data

Company name
Address
Zip code + city address
Postal address
Zip code + city postal address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail
Bank/Giro number
Bank
No. of Employees
Company's main activity
CPV number
Registration number Professional or Trade Register + City
Date of registration

1.2 Corresponder's Data (if Supplier is represented by a third party)

Company name
Address
Zip code + city address
Postal address
Zip code + city postal address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail

1.3 Other Project Participants

Please fill in a separate data sheet for every project participants
Company name
Position in the project
Visiting address
Zip code + city + country visiting address
Postal address
Zip code + city + country visiting address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail
No. of Employees
Company's main activity
CPV number
Registration number Professional or Trade Register + City
Date of registration

1.4 Financial Participant (expected)

Please fill in a separate data sheet for every financial participant

Company name
Visiting address
Zip code + city + country visiting address
Postal address
Zip code + city + country visiting address
Country
Contact person: Mr/Mrs title initials surname
Job title
Telephone number
Fax number
E-mail
Company's main activity
CPV number
Registration number Professional or Trade Register + City
Date of registration

1.5 Project Participants Description

- Describe the core business of the project participants and how this project fits into their strategy;
- Describe the strong and weak points of the project participants in relation to the investment, including participant's qualifications and experience to carry out the assignment.
- Describe the relations between the project participants;
- Describe other initiatives carried out earlier with the present partnership.
- Describe related investment and financial commitments.

2. INVESTMENT DESCRIPTION

2.1 Investment Information Sheet

- Project Title (maximum 40 positions)
- Host country
- Location of Investment
- Abstract (maximum 100 words, most important features of the project)
- Investment starting date
- Construction starting date and finishing date
- First year of delivery
- Total of ERU to be delivered
- Price per ERU offered
- Total investment
- Means of finance
- Description of other financial considerations

2.2 Market Analysis

Describe the market situation in which the investment will be operating. Items to be addressed are:

- country profile (general information, economic data, etc.);
- sector description;
- governmental policy towards the sector;
- competitors (their strong and weak points);
- market prices;
- the general market framework within which the investment will be carried out;
- chances and treats for the investment;
- description of the customers;
- market trends;
- etc.

2.3 Marketing Mix Description

Describe location, product, price and promotion of the investment, and how this relates to the market analysis as described in paragraph 2.2.

2.4 Technology Description

Describe the technical specifications of the hardware and the plant designs, etc (add hardware quotations where possible).

2.5 Work Plan Description

Give a description of the scheduling of the Activities (and sub-activities) with dates for the start of project implementation, the phasing of activities, milestones, completion date and reporting schedule.

- elaborate on project phasing, broken down to activities leading to the results;
- indicate milestones;
- give time planning including a critical path. Use different scenarios, indicate factors affecting the scenarios;

2.6 Other Resources Description

Give a description of other resources, like human resources delivered (Technical Assistance; formal training courses) and time schedule for Technical Assistance (Staff Deployment Schedule).

2.7 Project Organisation Description

- Give a description of the project organisation. In particular, the proposal should:
- explain how Supplier intends to organise project management;
- outline the tasks and the names of organisations and (groups of) people involved.

2.8 Formalities and Institutions Description

Describe the legal necessities in relation to the investment, like licences, energy law, privatisation act, technical approvals, etc.

2.9 Economic and Social Impact Description

Describe the economic and social impact of the investment in the host country.

3. FINANCIAL DOSSIER

If possible, use spreadsheets, graphs and charts in this section. Should be send in to Senter in Excel 97 convertible programmes.

3.1 Investment Plan

Give a description of the assets of the investment (net assets, fixed assets, and current assets).

3.2 Financial Plan

Describe how the investment will be financed and under what conditions and terms.

3.3 Exploitation Estimate

Give an estimation of the turnover, costs, etc of the investment up to 2012.

3.4 Liquidity Plan

Give an estimation of expenses and revenues of the investment up to 2012.

3.5 Sensitivity Analysis

Give a sensitivity analysis of the return on investment (energy prices, project costs (EPC costs, development cost, O&M costs, construction period, energy generation, debt interest rate), change in technology, change in policy, etc).

4. ENVIRONMENTAL AND SOCIAL IMPACT

4.1 Environmental impact

Areas to be addressed are:

- use of scarce resources (like minerals, clean water);
- emissions to air, water and soil;
- production of waste;

- disturbance of flora and fauna.
- Indicate whether the host country or other stakeholders (e.g. financial institutions) will demand an Environmental Impact Assessment EIA. If yes, indicate when the EIA will be submitted;
- In case no EIA is requested, indicate the potential detrimental effects on the environment.
- Indicate the measures to mitigate these effects.
- In case no detrimental effects on the environment are expected, clarify.
- Indicate which environmental standards are used for the implementation of the project (e.g. local standards, EU standards, Worldbank standards)

4.2 Social impact

- Describe potential impacts on the local community of the project;
- Describe how comments of stakeholders will be invited and taken into account.

付属文書6：JI プロジェクト/ERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任

以下の表は、JI プロジェクトと ERUPT 入札に関する様々な主体の課題と責任についてである。

段階/ マイルストーン		供給者	Senter	ホスト国	IE
プロジェクト 開発	プロジェクトの同定	X			
	供給者と Senter 間の最初の協議	X	X		
	以下のものを含む入札意向書 - 供給者が排除基準に当てはまらないという証明 - 財政的、経済的地位の証明 - 技術的なキャパシティの証明 (CO ₂ 削減の見積もり、パートナーとプロジェクトの記述、参照事例) - プロジェクトアイデアノート (PIN)	X			
	ホスト国との最初の協議	X		X	
	ホスト国から供給者へのエンドースメントレター			X	
ショートリス ト化	入札意向書の発表		X		
	入札意向書の提出と受理	X	X		
	選択		X		
	拒否の通知と提案書依頼		X		
	ホスト国への通知		X	X	
提案の準備	ベースライン、EIA、ビジネスプランを含むプロジェクトデザイン文書の作成	X			
	ベースラインの定義	X			
	ベースラインの確認のために IE と契約	X			
	ベースラインの確認				X
	環境影響の分析、EIA の必要性についてホスト国とともに決定	X		X	
	必要であれば、EIA を開始	X			
	モニタリングプラン作成	X			
	ホスト国と承諾レターについて連絡	X		X	
確認	供給者と IE の間で確認契約が完結する (ベースラインは既にプロポーザル提出の前に確認されている)	X			X
	プロジェクトデザインドキュメント (PDD) を発表				X
	関係者、利害関係者、NGO から PDD に対するコメントを受け取る				X
	PDD が妥当かどうか、提出されたコメントを考慮する				X
	決定を公表する				X
	確認報告書を作成し、供給者に送付する				X
	レビューが EB の 4 分の 1 もしくは関係者のどちらかから要求される場合を除き、PDD の決定は公表から 60 日後に完了になる。				X
契約締結	最終的な提案書の提出 - ベースラインの確認レポート - PDD とビジネスプラン - LoA - EIA (該当する場合)	X			
	提案書の正式な口頭による発表	X			
	提案書のランキングの評価		X		
	ERU の権利のデリバリー契約の署名	X	X		
	拒否通知		X		
	契約文書の回避条件を満たす (財政的要件を最終的にする、EIA、正式な確認、登録手続き) (下参照)	X			
	ホスト国に通知する		X		

段階/ マイルストーン		供給者	Sender	ホスト国	IE
実施	マイルストーンにおける報告と該当する場合には納品書を発送する	X			
	マイルストーンにおけるレポートに基づいた前払い		X		
	投資の実施後、排出のモニタリング、モニタリング報告書の準備	X			
検証	IE と供給者間の検証の契約	X			X
	検証の実施 - PDD をチェックする - 必要であれば現場調査を行う - 他のソースからの追加データを使用 - モニタリング要件の適切な実施をチェック - 将来のモニタリングのための推薦 - 本来のモニタリング計画との一致の確認				X
	供給者、関係者への確認レポートの提供（ホスト国とオランダ）				X
	関係者もしくは、SC のメンバーの 4 分の 1 からレビューの要求が出されない限り、公的な決定の 15 日後に排出削減の決定は完了する。				X
	供給者への最終的な支払いと、ERU の権利の受け取り	X	X		

付属文書 7：契約に関する一般条件

1. 概要

- 1.1 以下の条件は、ERU の権利のデリバリーに関する契約である。これらの条件及び規定から出発することが、Senter と契約者が書面にて合意した唯一の拘束である。契約者が通常支持するいかなる一般的な条件も、適用できない。
- 1.2 これらの一般的な条件と規定は、本 ToR に対する先入観なしに、ERUPT プログラムの元に、ERU の権利のデリバリーに適用される。
- 1.3 (条文の) 明瞭化のために、これらの条件と規定及び契約は、以下の定義に従う必要がある：
 - a) 入札コール：ERU の権利購入の意向に関する公的、私的な手続き。
 - b) 契約：ERUPT プログラムの元で、ERU の権利をデリバリーするために、II プロジェクトに関する Senter と契約者の間で締結された契約
 - c) 評価ミッション：Senter によって実行、もしくは外注された II プロジェクトの評価及び（もしくは）結果を評価するための活動
 - d) ホスト国：II プロジェクトに参加している附属書 I 国：例、II プロジェクトが実施されている国
 - e) 承認レター：プロポーザルの一部として業者が提出すべきホスト国がプロジェクトを II プロジェクトとして認めると述べたホスト国によって発行された手紙
 - f) モニタリングプラン、プロトコル：実現化される排出削減をどのようにモニタリングするかに関して記載された計画。モニタリング計画はベースラインスタディーの一部であり、IE によって確認されるべきである。
 - g) II プロジェクト：入札コールで要請された ERU の権利のデリバリー実現のためのプロジェクト
 - h) サンプルフォーム：Senter によって提供される契約に必要なサンプルフォーム
 - i) 監督委員会 (supervisory committee)：II を監督する COP/MOP の権威と指導の下の主体
 - j) ToR：入札コールで言及された契約条件を保証している文書で、II プロジェクトはこれに一致しなければならない。
 - k) 検証：検証は、定期的な独立したレビューであり、検証期間内に登録された II プロジェクトの結果により生成した GHG 排出削減のモニター結果の事後的な決定を行う活動である。
- 1.4 締約国は、これらの規定の一つ、もしくはそれ以上が適用されないと明記することができる。
- 1.5 この契約から生じるいかなる争議も、ハーグの地方裁判所のみで取り扱われるべきである。この契約はオランダ法によって規制、解釈される。

2. 当事者の義務

契約者の義務

- 2.1 契約者は、TOR、これらの条件と既定、及び他の義務に従って、提案と契約に明記されている、実行とデリバリーに関する義務を履行しなければならない。
- 2.1a 契約した ERU の権利の一部、もしくはすべてがスケジュール通りにデリバリーされない場合、条件 3.1 の不可抗力による事故の場合を除き、Senter は、一ヶ月あたりの遅延に、合意された購入価格の 2.5% から、最大限で合意された購入価格と等しい価格まで罰金を課す権利を得る。これは Senter が契約者に前もって支払った金額の返還を求める権利を減じることはない。
- 2.2 デリバリーの保証をモニタリングするために、契約者は Senter に対して以下の情報を提出しなければならない：

- a) カレンダー毎年、報告期限の翌年の4月1日以前に、契約書は Senter に II プロジェクトの進行状況の報告書を提出しなくてはならない。定期的な報告には、それぞれの製品及び/もしくは II プロジェクトの段階に関して、以下の課題について扱う必要がある：
1. 以前の報告の段階からの実際の進行状況、及びそれが II プロジェクトのスケジュールと目標とどのように関係しているか。
 2. II プロジェクトに関する提案された変化と状況の変化
 3. 生じた副作用、ボトルネック、及び、そのボトルネックの取り扱い。
 4. 今後の期間への行動計画
 5. デリバリーされた、もしくはこれからデリバリーされる ERU の権利の概要とスケジュール。定期的な進捗報告は、II プロジェクトの実現可能性とタイムテーブルの観点から、上記の話題から導き出される結果によって結論づけられる必要がある。
 6. 確認されたモニタリング計画に沿った排出削減のモニタリング
- b) クレジット期間において、カレンダー上の最大2年毎、その期間の翌年の4月1日まで、契約者は Senter に検証報告書を提出しなければならない。
- 2.3 デリバリーを保証するために、契約者は、少なくとも II プロジェクトの期間において、一般的な国際貿易プロジェクトの慣行に従って、リスクや II プロジェクトに関連した物品をカバーする、適切な保険に加入する責任を有する。
Senter の要請によって、契約者は保険の掛け金が適切に支払われた証明を直ちに提供する必要がある。
- 2.4 a. II プロジェクトの期間中の状況により、II の実行が阻害されたり、阻害される危険がある場合において、ERU の権利のタイムリーかつ完全なデリバリー、または条件 2.1 に示された義務の履行が不確実となった場合、契約者は、このことを即座に Senter に対して書面にて報告しなければならない。
b. この情報に基づいて、Senter は契約を進めるべきかどうか決定する。
c. 書面による情報がない場合でも、Senter は契約を無効とする権利を持つ。
d. このすべてのケースで、2.1a 項は、効力を持つ
- 2.5 賠償の権利を除いて、契約者は、Senter の書面による事前の許可なしで、本契約から生じるいかなる権利や義務を、全部又は部分的にも、移転することはできない。このような許可は、追加的な条件及び規定となる。
- 2.6 契約者は、支払い停止、法定における破産宣告に関するいかなる要請についても、直ちに書面にて、Senter に報告しなければならない。
- 2.7 契約者は、いかなるときも、以下に示す項目に関して、Senter に任命された人員を支援しなければならない
- ・ II プロジェクト期間内における査察を実施する、又は実施させる。
 - ・ 住居目的で使用されている建物を除外した、すべての場所にアクセスする。
- 2.8 契約者は、ERUPT プログラムを適切に実施すること、及び II プロジェクトの契約から生じる責任を除いて、Senter をいかなる責任事項からも免責する。
Senter は、II プロジェクトによる損害、活動から生じる費用、または税金や社会保険料の支払いなど法的・社会的義務に対する違反などの不注意など、契約者や下請業者によるいかなる活動にも責任を負わない。
- 2.9 II プロジェクトの実施において、供給者である契約者は、多国籍企業のための OECD ガイドラインに注意し、実施にあたってその実行に最大限努力する。契約者は、特に、TOR の付属文書 9 にのべられた条項を遵守するための全ての可能な努力をする必要がある。ガイドラインの違反、もしくは非遵守によって、Senter は契約が無効であるとする権利を得る。

Senter の観点からの条件

- 2.10 契約者がモラトリアムや破産を宣言された場合、Senter は契約が無効であると宣告し、前払金に対して権利を主張することができる。
- 2.11 Senter は、会社の秘匿情報を除き、出典が明らかにされているという条件においていかなる使用料の支払いなしに、II プロジェクトのために、もしくは II プロジェクトの中で編集された、入札の承認・非承認を含む、いかなるデータ、報告書、出版物を利用し、出版する権利を有する。
- ### 3. デリバリー
- 3.1 ERU の権利は、2008 年から 12 年のクレジット期間にデリバリーされる。契約者は、不可抗力の場合を除き、SC によって正確かつ合法的に発行された ERU の権利を確認する責任を持つ。不可抗力は以下のような場合に限定される。
- ・ オランダ民法 6 条 75 項を基礎とし、不可抗力は、契約不履行が債務者の責任に帰することができない場合成立する。
例：債務者の失敗でない場合、または、法律、法的条文、常識的見解に照らし合わせて責任がない場合。
 - ・ 不可抗力の場合、不可抗力を引き起こす当事者による契約から生じる義務の遂行は、全て、又は部分的に、お互いの中で何らかの保証が支払われなければならない当事者を除いて、一時的に中断される必要がある。その他の当事者は、必要とされる証拠とともに、書面にて、不可抗力の事実を知らされなければならない。
 - ・ 不可抗力は、ホスト国による II プロジェクトの国有化、ホスト国内の戦争(内戦を含む)、自然災害を含む。
 - ・ 不可抗力は、人員不足、争議行為、傷病、下請業者の契約破棄、流動資金・支払い能力に関する問題などを含まない。
- 3.2 TOR 2.3.4 項に示された、ERUPT が契約者による ERU の権利の正確なデリバリーの障害や妨害となっている状況で、ERU の権利の正確かつ合法的なデリバリーを確実なものとする契約者の責任に関して、例外が認められる可能性もある。このような状況は、Senter によって判断される。
- 3.3 契約者がクレジット期間内に契約における合意条件を上回る ERU の権利を生成した場合、Senter は、それらの ERU を獲得する権利を有する。契約者は、余剰の ERU の権利に関して、その移転を他者に申し出る前に、Senter に申し出なければならない。契約者は、デリバリーの時点の ERU の市場価格で、ERU を Senter に提供する。Senter は、契約で定められた以上の ERU の権利を購入する義務を有しない。
- 3.3a 2008 年以前に発生したいかなる ERU の権利に対しても、TOR 2.3.2 に示される手続きが適用される。
- 3.4 ERU の権利は、課金、税金なしでデリバリーされる。
- ### 4. 変更
- 4.1 契約書及び II プロジェクトへのいかなる変更に関しても、Senter の同意にもとづき、文書化されなければならない。
- 4.2 要請が有効な理由であることが実証された場合、Senter は、契約書に記された期間の延長を承認することができる。Senter は、このような要請を書面で、少なくとも当該期間終了の 1ヶ月前までに受領しなければならない。

- 4.3 契約及びこれらの条件と規定は、京都議定書（CoP の合意）の締約国間の国際的合意に従って変更、追加される。

5 支払い

前払いに関する調整における支払い

- 5.1 前払いの調整を包含する契約の場合、Senter は最大で、契約価値の 50% までの 3 回の前払いをすることができる。前払いは、Senter と契約者間で合意されたマイルストーンによってのみ実施することができる。デリバリー時の支払いは、結果として ERU の権利あたりの契約価格の 50% になる。前払いの合意に述べられたように、このセクションの他の条項もまた ERU の権利のデリバリーに適用される。

ERU の権利のデリバリーへの支払い

- 5.2 ERU の権利のデリバリーにあたる支払いは、TOR の 2.3.3 項に記載されているとおり、II プロジェクトが運転されて排出削減が行われる初年度、第 3 年度、第 5 年度等になされる。契約が早期クレジットを含む場合、早期クレジットの支払いは、ホスト国が合意したモニタリングの報告書と証拠に基づいて行われる。ERU の権利（2008 - 2012）に関する支払いは、この場合、2009 年初期の最初のデリバリーからのみ開始される。

- (5.3) この条文による支払いは、契約者が確認に関連する正式な義務を遂行した後に完了したとみなされる。オランダが、2012 年の参加要件を遵守しない場合、Senter の支払いは、モニタリング報告書の配布と IE によるその他の側面の確認に関する評価に基づいて行われる。

モニタリング報告書の配布に基づく支払い

- 5.4 II プロジェクトの運転が開始され、排出削減の 2 年目、4 年目にモニタリング報告書の配布に対して支払いが行われる。これらの支払いは前払いである。排出削減は翌年に認証され、ERU の権利は支払いが完了したとみなされた後に発行される。

支払いに関する一般規定

- 5.5 支払いは配布された ERU の権利の数量に一致する。ERU の最終的な計算と ERU の移転は IE によって最終的な決定がなされる。

- 5.5a いくつかの理由により、決定された ERU の数量は、当初算定された量よりも小さいことがある。以下のケースは、5.5 に対する例外である。

- ・ SC によって決定された ERU 算定のガイドラインが、TOR の付属文書 4 における ERUPT ガイドラインと大きく異なる場合
- ・ IE による確認の説明に関するレビューにおける SC による不利な決定が、専門的でなく、明らかに政治的な場合

これら二つのケースで、計算上の ERU の数量が TOR の付属文書 4 のガイドラインで算定された量の 50% 以下の場合、Senter と契約者の契約は解約される。その量が 50% から 100% の間の場合、支払いはこれら TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づく。

- 5.6 支払いの要求は、関連した期間における報告義務が、条件 2.2 に従って適合した場合にのみ行われる。

- 5.7 支払いは、以下の場合、行われない。

- ・ 2.7 の条件にそって、否定的な調査報告を受け取った場合。
- ・ 何らかの行動や取引が、一般条件に違反した場合。
- ・ Senter に対して、Senter の支払いに関する決定が異なっただであろうと考えられるような、契約者が間違っただ、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。

- ・ 契約者が、返済不能や破産を申告した場合、法廷がこの要請を処理するまで一切の支払いはなされない。もしくは条件 2.9 が強制される。
 - ・ 条件 2.2 に従って、Senter に最近の経過報告書が送付されていない場合。
 - ・ 条件 2.4 が適用される場合、契約の継続がなされるかどうかの意思決定がなされるまで、一切の支払いはなされない。
- 5.8 (前払い)の要求がすべての必要条件を満たした場合、Senter が 6 週間以内に支払えるようにしなければならない。この決済期間は書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.9 条文 5.11 - 5.15 に基づく最終的な支払いがなされた前渡し金であっても、Senter の支払いに関する決定が異なつたであろうと考えられるような、Senter に契約者が間違つた、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠落情報がその段階で入手可能であった場合は、不履行の通告なしで返還要求される。
- 5.10 以前の規約にもかかわらず、約束されたデリバリーが合意された日付から一年以内に発生しなかった場合、もしくは、契約者が義務を果たせないことが明白になった場合、前払いは返還される。

最終支払い

- 5.11 最終的な支払いの要請には以下が伴わなければならない
- ・ ERU の権利の発行に関する請求が含まれている検証報告書
 - ・ モニタリングの証明
 - ・ 2.2 で取り決められている仕様と一致している II プロジェクト全体を文書化した最終報告書
- 最終的な支払いは、ERU が IE によって検証され、SC によって受け入れられてはじめて行われる。
- 5.12 5.7 に概要が述べられた条件は、最初の項目を除いて、最終的な支払いに等しく適用される。
- 5.13 Senter は、このような要求が必要となるすべての前提条件に合致してから 6 週間以内に、前払いの残額の支払いに加え、支払い総額の最終決定をし、書面で通知する。この決済期間は、書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.14 契約者が破産宣告した場合等、全ての義務が履行される前に Senter または契約者によって II プロジェクトが終了となった場合では、契約者の義務が他の当事者に移転されるという条件であれば、Senter による最終支払いが契約者によって実施された実際の活動に関連した数量を下回る。
- 5.15 以下の場合、最終的な支払いの提案は撤回される可能性があり、いかなる支払いも不履行の通知なしで再請求される。
- ・ Senter による支払い決定の結果が異なつたであろう考えられるような、Senter に契約者が間違つた、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合で、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。
 - ・ 契約者が、契約で要求されたすべての義務、一般条件、法律、や他の法的拘束力を持つ義務を満たしていない場合。
 - ・ 数量が不正確であり、契約者が気づいていた場合、もしくは気づいていなければならなかった場合。

付属文書 8 : ERUPT 対象国リスト

*印の国は、オランダと II 協力について覚書を交換している。

Australia
Austria
Belarus
Belgium
Bulgaria *
Canada
Croatia *
Czech Republic
Denmark
European Union
Estonia
Finland
France
Germany
Greece
Hungary
Iceland
Ireland
Italy
Japan
Latvia
Liechtenstein
Lithuania
Luxembourg
Monaco
New Zealand
Norway
Poland
Portugal
Romania *
Russian Federation
Slovakia *
Slovenia
Spain
Sweden
Switzerland
Turkey
Ukraine
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

付属文書9：社会的責任に関する要求事項 注) 英文(原文)のまま

General Policies

Enterprises shall take fully into account established policies in the countries in which they operate, and consider the views of other stakeholders. In this regard, enterprises shall respect the human rights of those affected by their activities consistent with the host government's international obligations and commitments.

Employment and Industrial Relations

Enterprises shall, within the framework of applicable law, regulations and prevailing labour relations and employment practices:

- respect the right of their employees to be represented by trade unions and other bona fide representatives of employees, and engage in constructive negotiations, either individually or through employers' associations, with such representatives with a view to reaching agreements on employment conditions.
- contribute to the effective abolition of child labour.
- contribute to the elimination of all forms of forced or compulsory labour.
- not discriminate against their employees with respect to employment or occupation on such grounds as race, colour, sex, religion, political opinion, national extraction or social origin, unless selectivity concerning employee characteristics furthers established governmental policies which specifically promote greater equality of employment opportunity or relates to the inherent requirements of a job.
- take adequate steps to ensure occupational health and safety in their operations.
- enable authorised representatives of their employees to negotiate on collective bargaining or labour management relations issues and allow the parties to consult on matters of mutual concern with representatives of management who are authorised to take decisions on these matters.

Environment

Enterprises shall, within the framework of laws, regulations and administrative practices in the countries in which they operate, and in consideration of relevant international agreements, principles, objectives and standards, take due account of the need to protect the environment, public health and safety, and generally to conduct their activities in a manner contributing to the wider goal of sustainable development. In particular, enterprises shall:

- assess, and address in decision-making, the foreseeable environmental, health, and safety-related impacts associated with the processes, goods and services of the enterprise over their full life cycle. Where these proposed activities may have significant environmental, health or safety impacts, and where they are subject to a decision of a competent authority, prepare an appropriate environmental impact assessment.
- consistent with the scientific and technical understanding of the risks, where there are threats of serious damage to the environment, taking also into account human health and safety, not use the lack of full scientific certainty as a reason for postponing cost-effective measures to prevent or minimise such damage.
- maintain contingency plans for preventing, mitigating, and controlling serious environmental and health damage from their operations, including accidents and emergencies.

Combating Bribery

Enterprises shall not, directly or indirectly, offer, promise, give, or demand a bribe or other undue advantage to obtain or retain business or other improper advantage. Nor shall enterprises be solicited or expected to render a bribe or other undue advantage.

付属文書10：定義 注) 英文(原文)のまま

The following definitions apply:

Annex A	Kyoto Protocol Annex A, the list of greenhouse gases included in the protocol (see also Greenhouse gases, GHG).
Annex B	Kyoto Protocol Annex B, Annex I Parties and their committed emission reductions.
Annex I	UNFCCC Annex I. List of countries that have committed themselves to a quantitative GHG emissions reduction target (OECD members plus most Central and Eastern European Countries).
Assigned amount	Amount of GHG emissions that a Party can emit in the Commitment Period taking into account the quantified emission limitations of Annex B of the Kyoto Protocol.
Assigned Amount Unit (AAU)	A unit issued pursuant to article 17 of the Kyoto Protocol and requirements thereunder, and is equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent emissions, calculated using global warming potentials defined by decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.
Baseline study	Document with a sound, objective, systematic and reproducible description of the situation which would have occurred without starting the specific JI project regarding GHG emissions based on measurements and calculations.
Carboncredits.nl	Overall programme under which Senter acquires emission reduction by tendering procedures. Elements of this programme include the CERUPT tender for CDM and the ERUPT tender for JI.
Claim	A claim on ERU resulting from a JI project initiated and managed by a contractor
Commitment period	Period 2008-2012 for which the Parties included in Annex B of the Kyoto Protocol have agreed that their aggregate GHG emissions do not exceed their assigned amounts.
Condition of avoidance in clause	Condition in the contract, which has to be fulfilled by the contractor. Otherwise, Senter has the right to annul the contract.
Contract	Contract entered between Senter and Contractor under the auspices of the ERUPT programme, pertaining to the project for delivering ERUの権利. This document will also contain a confirmation that the NL government recognises the project as a JI project.
Contract Period	Period covered in the contract between Senter and the contractor. The period starts at the moment of contracting and ends one year after the final year of delivery of ERUの権利.
Contractor	Project participant(s) having signed an ERUPT contract with Senter.
CoP	Conference of the Parties to the Convention of the UNFCCC.
CoP/MoP	Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.
Crediting period	Period in which ERUの権利 can be generated (generally 2008-2012).
Donor Country	Annex I Party participating in a JI project, i.e. the Netherlands
Early credits	GHG Emission reductions realised in a JI project prior to 2008 and offered to be transferred to the Netherlands as AAUs under Article 17 KP
Emission Reduction Unit (ERU)	A unit pursuant to Article 6 and the requirements thereunder, equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent, calculated using global warming potentials defined in decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.

ERUPT	ERU Procurement Tender.
Expression of Interest	Letter by the Supplier to Senter in the selection phase of ERUPT containing a set of documents as specified in paragraph 3.1.
Greenhouse gases, GHG	Gaseous constituents of the atmosphere, both natural and manmade, that absorbs and re-emit infrared radiation, not covered by the Montreal Protocol; more specifically: Carbon dioxide (CO ₂), Methane (CH ₄), Nitrous oxide (N ₂ O), Hydrofluorocarbons (HFCs), Perfluorocarbons (PFCs) and Sulphur hexafluoride (SF ₆) (Annex A KP).
Host country	Annex I Party participating in a JI project, i.e. country in which the JI project is implemented.
Independent Entity, IE	Organisation accredited by the Supervisory Committee that can validate JI projects and verify GHG emission reductions.
Invitation for proposal JI project	Letter by Senter to selected Suppliers to submit a proposal. The project for realising the delivery of the ERUの権利. (N.B. UNFCCC texts refer to this as <i>project pursuant to Article 6, paragraph 1(a)</i>)
Joint Implementation, JI	Mechanism with the purpose (1) to assist Annex I Parties in achieving sustainable development and (2) to contribute to the ultimate objective of the Convention and (3) to assist Parties included in Annex I in achieving compliance with their quantified emission limitation and reduction commitments.
Kyoto Protocol, KP	UNFCCC protocol regarding the ultimate objective of achieving its quantified emissions limitation and reduction commitments in order to promote sustainable development.
Letter of Approval, LoA	Letter issued by the host country that the Supplier should submit as part of the proposal, stating that the host country recognises the project to be a JI project. See the format in Appendix 3.
Letter of Endorsement, LoE	Letter issued by the host country to be submitted by the Supplier to Senter as part of the expression of interest, stating that the host country government appreciates the objectives of ERUPT and endorses the further development of the project. See the format in Appendix 2.
Memorandum of Understanding, MoU	Overall arrangement on the co-operation on JI between the Netherlands and the host country government.
Monitoring plan, protocol	Plan describing how monitoring of emission reductions will be realised. The Monitoring plan should be part of the baseline study and validated by the IE.
NGO	Non Governmental Organisation
Participation requirements	Requirements to Parties for participating in JI. Host Countries and the Netherlands should comply to article 21 of the Marrakech Declaration
Party (to the Kyoto Protocol)	Country that has ratified the Kyoto Protocol
Project Design Document, PDD	Business plan and baseline study to be submitted to the IE for validation
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project participants	Organisation or group of organisations (private and/or public) developing a JI project Proposal Set of documents to be submitted to Senter by the Supplier including a/o an offer, a business plan and a baseline study.
Sink	A process, activity or mechanism which removes GHG, an aerosol or precursor of GHG from the atmosphere, e.g. afforestation.
Source	Any process, activity or mechanism which releases GHG, an aerosol or precursor of GHG into the atmosphere.
Stakeholders	The public, including individuals, groups or communities affected or

	likely to be affected by the JI project.
Supervisory Committee, SC	Body under the authority and guidance of the COP/MOP that supervises the JI.
Supplier	Project participants submitting an offer to Senter for ERUPT.
Tender period	Period from the date of publication of the tender until the awarding of the contracts.
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change.
Validation	The process of independent evaluation of a JI project by an IE against the requirements of the JI guidelines. NB in the Marrakech Declaration this activity is referred to as <i>determination regarding a project design document</i>
Verification	Verification is the periodic independent review and ex post determination by the IE of the monitored GHG emission reductions that have occurred as a result of a registered JI project during the verification period. NB in the Marrakech Declaration this activity is referred to as <i>determination of the reductions of (...) emissions or enhancement of (...) sinks</i>